

**記載例**

**婚姻届**

令和5年3月1日届出

山形県飽海郡遊佐町長殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号	長印					
送付 令和 年 月 日						
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

元号は「S」「H」など省略せずに「昭和」「平成」と書いて下さい。

住所が変わる方は別に住民異動届の手続きが必要となります。また、住所が同じでも世帯を分けている場合は世帯合併の手続きが必要です。

(1) 氏名	夫になる人		妻になる人	
	ゆぎ 氏	いちろう 名	しょうない 氏	はなこ 名
生年月日	平成元年 4月 1日		平成6年 8月 30日	
(2) 住所	山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴		山形県東田川郡三川町大字横山	
	211 番地 番		字袖東19 番地1 番	
住民登録をしているところ (よみかた)	ゆぎ たろう		しょうない よしお	
	世帯主の氏名 遊佐 太郎		世帯主の氏名 庄内 義男	
(3) 本籍	山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴		山形県東田川郡三川町大字横山	
	202 番地 番 号		字西田85 番地 番	
外国人のときは国籍だけを書いてください	筆頭者の氏名 遊佐 太郎		筆頭者の氏名 庄内 義男	
	父 遊佐 太郎		父 鳥海 山夫	
父母の氏名 父母との続き柄	母 遊佐 美子		母 庄内 優子	
	養父		養父 庄内 義男	
	養母		養母	
	続き柄 長 男		続き柄 長 女	
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	新本籍 (左の□の氏の人が入すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)			
	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏	山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴 211 番地 番		<input type="checkbox"/> 妻の氏
(5) 同居を始めたとき	令和3 年 5月		結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください	
(6) 初婚・再婚の別	夫 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 ( <input type="checkbox"/> 死別 年月 日 )		妻 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 ( <input type="checkbox"/> 死別 年月 日 )	
	<input type="checkbox"/> 再婚 ( <input type="checkbox"/> 死別 年月 日 )		<input type="checkbox"/> 再婚 ( <input type="checkbox"/> 死別 年月 日 )	
(7) 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯			
	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯			
同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事	3. 企業・個人商店等(官公庁を除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)			
	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)			
同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事	5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯			
	6. 仕事をしている者のいない世帯			
(8) 夫妻の職業	(国勢調査の年 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			
	夫の職業		妻の職業	
その他				
届出人署名 (※押印は任意)	夫 遊佐 一郎 印		妻 庄内 花子 印	
事件簿番号				

**記入の注意**

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます。(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに、戸籍担当係で事前審査を受けておいてください。)届書は、1通でさしつかえありません。この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

証人	
署名 (※押印は任意)	三木 三郎 印
生年月日	昭和40年 1月 1日
住所	山形県飽海郡遊佐町 遊佐字舞鶴3番地の3番
本籍	山形県飽海郡遊佐町 遊佐字舞鶴3番地3番
署名 (※押印は任意)	丙山 百恵 印
生年月日	昭和60年 5月 3日
住所	山形県飽海郡遊佐町 遊佐字舞鶴13番地 番
本籍	山形県飽海郡遊佐町 遊佐字舞鶴13番地 番

婚姻する当事者以外で、18歳以上の方お二人に必ずご記入頂いてください。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくれますので、希望する本籍を書いてください。

結婚式も同居もしていない場合は空らんです。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。

☆未成年者が婚姻をするときは父母の同意が必要です

【記入例】  
妻(夫)は未成年につき、この婚姻に同意します。  
父母の住所 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東19番地1

養父 庄内 義男  
母 庄内 優子

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます

◎署名は必ず本人が自署してください。押印は任意です。

※ 休日に届出をする場合は、前日までの開庁時間内に町民課町民係で事前審査を受けて下さい。